

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

三重県警察本部長 岡 素彦

三重県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）及び三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）に定めるもののほか、自動車警ら隊の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事件又は事故の初動的な措置の範囲)

第2条 自動車警ら隊が事件又は事故の処理に当たって行うべき初動的な措置の範囲は、別に定める。

(勤務制)

第3条 自動車警ら隊員の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 隊長及び副隊長は、通常勤務とする。
- (2) 隊長補佐及び企画指導係の隊員は、一部毎日勤務とする。
- (3) 小隊長以下の隊員は、3交替制勤務とする。

(勤務時間)

第4条 自動車警ら隊員の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 3交替制勤務における当番の開始時間は午前9時30分、終了時間は翌日午前9時30分とする。
- (2) 勤務方法別の勤務時間は、次の表のとおりとする。

| 勤務別 \ 勤務方法 | 機 動 警 ら | 待 機 |
|---|----------|---------|
| 当 番 | 9時間～13時間 | 3時間～7時間 |
| 日 勤 | 5時間～6時間 | 2時間～3時間 |
| 1 機動警らの割り振りは、警ら用無線自動車の運用による警戒力に間隙が生ずることのないようにすること。 2 機動警らは、連続して3時間を超えないこと。 | | |

(部隊運用上配慮すべき事項)

第5条 隊長は、前2条の規定にかかわらず、時間帯別の犯罪の発生状況その他の県内各地域の

治安情勢に応じ、3 交替制勤務によらない特定の時間帯に重点を置いた機動警ら活動を行うなど、柔軟な部隊運用に努めなければならない。

- 2 隊長及びその他の所属長は、自動車警ら隊の運用に関し相互に緊密な連携を保たなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年3月29日から施行する。
- 2 三重県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（平成27年三重県警察本部訓令第11号）は、廃止する。